

## 和泉市学校給食物資登録業者選定基準

### 1. 和泉市学校給食物資登録業者の選定基準は次のとおり定める。

#### (1) 立地条件

本店、もしくは営業所が和泉市内または京阪神地域にあること。  
当日納品及び異物混入等緊急対応が可能であること。

#### (2) 信用状況

営業経歴及び経営状態が良好であること。  
学校給食を理解し、協力的であること。  
食品に関する法律並びに諸規定が遵守されること。  
納税義務が履行されていること。

#### (3) 衛生状況

保健所または大阪府食品衛生広域監視センター（以下「保健所等」という。）による監視指導等が実施されていること。但し、保健所等が監視点の採点対象でないと認める場合は、その旨を記した理由書及び保健所等の立ち入り検査時の結果、改善点の書面提出に替えることができる。  
従業員の健康管理（検便及び一般の健康診断）が確実に行われていること。  
材料倉庫・製品置き場・冷蔵・冷凍施設等衛生上必要な設備が完備していること。

#### (4) 供給能力

仕入れ能力及び製造・加工能力を十分に保有していること。  
工場・倉庫・店舗等固定した施設は、供給能力に適した規模を有し、衛生的に管理されていること。  
指定した期日、時刻、場所に遅延することなく正確に納入できること。  
緊急に対応できる態勢を有していること。

### 2. 和泉市学校給食物資登録業者申請手続きは次のとおりとする。

(1) 申請期間は別に定める期間とする。

(2) 申請書の提出書類は次のとおりとする。

- ① 和泉市学校給食物資登録業者申請書
- ② 営業許可証
- ③ 営業所並びに工場の施設、設備の平面図
- ④ 納税証明書
- ⑤ 印鑑証明書、使用印鑑届
- ⑥ 学校給食物資納入証明書
- ⑦ 食品衛生監視票

### 3. 審査

申請のあった業者については、和泉市学校給食会物資納入業者選定委員会で審査する。

### 4. 登録

(1) 登録が決定された業者に対して登録通知書を交付する。

(2) 登録通知書を受けた業者は、別に定める誓約書を速やかに学校給食会会長に提出する。

(3) 登録有効期間は2年とする。

### 5. 取引の停止等

登録を受けた業者に不良品等の納入又は学校給食の実施に支障をきたす事態が生じたときは、「学校給食用物資納入業者が不良品等を納入した場合及び学校給食の実施に支障をきたす事態を起こした場合の措置に関する要綱」に基づく取引停止等の措置を行うことがある。